

災害時の歯科医療救護に関する協定書

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人浦和歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、さいたま市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の歯科医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護チームの要請）

第3条 甲は、さいたま市地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護チームの派遣を要請するものとする。

（歯科医療救護チームの派遣）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは歯科医療救護計画に基づき、速やかに歯科医療救護チームを編成し、救護所等に派遣するものとする。

2 前項の場合において、甲は乙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護チームの派遣について必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護チームに対する指揮）

第5条 歯科医療救護チームに対する指揮及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(歯科医療救護チームの業務)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のスクリーニング（歯科についての病状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否
- (4) 被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動
- (5) その他必要な措置

(搬送先医療機関の確保)

第7条 甲は、乙の協力を得て必要な搬送先歯科医療機関を確保するよう努めるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先歯科医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が行う歯科医療救護活動に要する費用のうち、次に掲げる費用は甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護チームの日当及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護チームが歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細則)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降期間満了となる場合も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自一通を保有する。

平成28年7月1日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長 清水 勇人



埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番18号

乙 一般社団法人浦和蒲和会

会長 桑原 栄



災害時の歯科医療救護に関する協定実施細則

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人浦和歯科医師会（以下「乙」という。）とは、平成28年7月1日付で締結した災害時の歯科医療救護に関する協定書（以下「本協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。



（歯科医療救護計画）

第1条 協定第2条の歯科医療救護計画は、次の事項について定める。

- （1）歯科医療救護チームの編成計画
- （2）歯科医療救護チームの活動計画
- （3）関係歯科医療機関等との通信連絡計画
- （4）指揮系統
- （5）その他必要な事項

（要請の方法）

第2条 協定第3条の歯科医療救護チームの派遣要請は文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第3条 乙は、協定第3条の規定により歯科医療救護チームを派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- （1）歯科医療救護活動報告書（様式第2号及び様式第2号の2）
- （2）歯科医療救護チーム員名簿（様式第3号）
- （3）医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第4条 乙は、協定第3条に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護チーム員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定第9条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和22年政令第225号）及び災害救助法による救済の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の



定めるところによる。

2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。

3 協定第9条第1項第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であつて、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。
（費用弁償の請求）

第6条 協定第9条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各歯科医療救護チーム分をとりまとめ、「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、「扶助金支給申請書」（様式第7号）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第7条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

（協議）

第8条 この細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この細目の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成28年7月1日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長 清水 勇人



埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番18号

乙 一般社団法人浦和歯科医師会

会長 桑原 栄



災害時の歯科医療救護に関する協定書

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人大宮歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、さいたま市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の歯科医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護チームの要請）

第3条 甲は、さいたま市地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護チームの派遣を要請するものとする。

（歯科医療救護チームの派遣）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは歯科医療救護計画に基づき、速やかに歯科医療救護チームを編成し、救護所等に派遣するものとする。

2 前項の場合において、甲は乙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護チームの派遣について必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護チームに対する指揮）

第5条 歯科医療救護チームに対する指揮及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(歯科医療救護チームの業務)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のスクリーニング（歯科についての病状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否
- (4) 被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動
- (5) その他必要な措置

(搬送先医療機関の確保)

第7条 甲は、乙の協力を得て必要な搬送先歯科医療機関を確保するよう努めるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先歯科医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が行う歯科医療救護活動に要する費用のうち、次に掲げる費用は甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護チームの日当及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護チームが歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細則)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降期間満了となる場合も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自一通を保有する。

平成28年7月1日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長 清水 勇人



埼玉県さいたま市大宮区下町三丁目47番地

乙 一般社団法人大宮歯科医師会

会長 栗原 孝幸



災害時の歯科医療救護に関する協定実施細則

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人大宮歯科医師会（以下「乙」という。）とは、平成28年7月1日付で締結した災害時の歯科医療救護に関する協定書（以下「本協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。



（歯科医療救護計画）

第1条 協定第2条の歯科医療救護計画は、次の事項について定める。

- （1）歯科医療救護チームの編成計画
- （2）歯科医療救護チームの活動計画
- （3）関係歯科医療機関等との通信連絡計画
- （4）指揮系統
- （5）その他必要な事項

（要請の方法）

第2条 協定第3条の歯科医療救護チームの派遣要請は文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第3条 乙は、協定第3条の規定により歯科医療救護チームを派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- （1）歯科医療救護活動報告書（様式第2号及び様式第2号の2）
- （2）歯科医療救護チーム員名簿（様式第3号）
- （3）医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第4条 乙は、協定第3条に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護チーム員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定第9条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和22年政令第225号）及び災害救助法による救済の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の



定めるところによる。

2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。

3 協定第9条第1項第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であつて、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償の請求）

第6条 協定第9条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各歯科医療救護チーム分をとりまとめ、「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、「扶助金支給申請書」（様式第7号）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第7条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

（協議）

第8条 この細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この細目の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成28年7月1日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長 清水 勇人



埼玉県さいたま市大宮区下町三丁目47番地

乙 一般社団法人大宮歯科医師会

会長 栗原 孝幸



災害時の歯科医療救護に関する協定書

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人与野歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害時の歯科医療救護に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、さいたま市地域防災計画に基づき、甲が行う災害時の歯科医療救護活動を円滑に行うため、乙の協力を得ることに関し、必要な事項を定めるものとする。

（歯科医療救護計画）

第2条 乙は、甲の要請に基づく歯科医療救護活動の円滑な実施を図るため、歯科医療救護計画を策定し、これを甲に提出するものとする。

2 乙は、歯科医療救護計画を変更したときは、速やかに変更後の歯科医療救護計画を甲に提出するものとする。

（歯科医療救護チームの要請）

第3条 甲は、さいたま市地域防災計画に基づき、歯科医療救護活動を行う必要が生じた場合は、乙に対し歯科医療救護チームの派遣を要請するものとする。

（歯科医療救護チームの派遣）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは歯科医療救護計画に基づき、速やかに歯科医療救護チームを編成し、救護所等に派遣するものとする。

2 前項の場合において、甲は乙の歯科医療救護活動が円滑に実施できるよう、歯科医療救護チームの派遣について必要な調整を行うものとする。

（歯科医療救護チームに対する指揮）

第5条 歯科医療救護チームに対する指揮及び歯科医療救護活動に係る連絡調整は、甲の指定する者が行うものとする。

(歯科医療救護チームの業務)

第6条 乙が派遣する歯科医療救護チームは、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において歯科医療救護活動を行うものとする。

2 歯科医療救護チームの業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者のスクリーニング（歯科についての病状判別）
- (2) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な歯科医療の提供
- (3) 傷病者の後方医療機関への転送の要否
- (4) 被災者に対する歯科医療の提供及び口腔ケア活動
- (5) その他必要な措置

(搬送先医療機関の確保)

第7条 甲は、乙の協力を得て必要な搬送先歯科医療機関を確保するよう努めるものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 搬送先歯科医療機関における医療費は、原則として傷病者の負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が行う歯科医療救護活動に要する費用のうち、次に掲げる費用は甲の負担とする。

- (1) 歯科医療救護チームの日当及び派遣に要する経費
- (2) 歯科医療救護チームが携行した医薬品等を使用した場合の実費
- (3) 歯科医療救護チームが歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
- (4) 前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と認めた経費

2 前項に定める費用の額については、別に定める。

(細則)

第10条 この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されるものとし、以降期間満了となる場合も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自一通を保有する。

平成28年7月1日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長 清水 勇人



埼玉県さいたま市中央区本町東四丁目4番3号

乙 一般社団法人与野歯科医師会

会長 角田 英之



災害時の歯科医療救護に関する協定実施細則

さいたま市（以下「甲」という。）と一般社団法人与野歯科医師会（以下「乙」という。）とは、平成28年7月1日付で締結した災害時の歯科医療救護に関する協定書（以下「本協定」という。）第10条の規定に基づき、協定の実施に関する取り扱いについて次のとおり定める。



（歯科医療救護計画）

第1条 協定第2条の歯科医療救護計画は、次の事項について定める。

- （1）歯科医療救護チームの編成計画
- （2）歯科医療救護チームの活動計画
- （3）関係歯科医療機関等との通信連絡計画
- （4）指揮系統
- （5）その他必要な事項

（要請の方法）

第2条 協定第3条の歯科医療救護チームの派遣要請は文書（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭あるいは他の手段により要請することができるものとする。

（歯科医療救護活動の報告）

第3条 乙は、協定第3条の規定により歯科医療救護チームを派遣したときは、歯科医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

- （1）歯科医療救護活動報告書（様式第2号及び様式第2号の2）
- （2）歯科医療救護チーム員名簿（様式第3号）
- （3）医薬品等使用報告書（様式第4号）

（事故報告）

第4条 乙は、協定第3条に基づく歯科医療救護活動において、歯科医療救護チーム員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第5号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第5条 協定第9条第1項第1号及び第2号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和22年政令第225号）及び災害救助法による救済の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成13年埼玉県告示第393号）の



定めるところによる。

2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の定めるところによる。

3 協定第9条第1項第4号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であつて、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償の請求）

第6条 協定第9条第1項第1号、第2号及び第4号に規定する費用については、乙が各歯科医療救護チーム分をとりまとめ、「費用弁償請求書」（様式第6号）により甲に請求するものとする。

2 協定第9条第1項第3号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、「扶助金支給申請書」（様式第7号）により、甲に請求するものとする。

（支払）

第7条 甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

（協議）

第8条 この細目について疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この細目の成立を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その一通を保有する。

平成28年7月1日

埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号

甲 さいたま市

さいたま市長 清水 勇人



埼玉県さいたま市中央区本町東四丁目4番3号

乙 一般社団法人埼玉県歯科医師会

会長 角田 英



様式第 1 号（第 2 条関係）

第 号

平成 年 月 日

一般社団法人
〇〇歯科医師会長 様

さいたま市長

歯科医療救護チームの派遣について（依頼）

災害時の歯科医療救護に関する協定第 3 条の規定により、下記のとおり歯科医療救護チームの派遣を要請します。

記

1 災害発生日時・場所	
2 災害の原因及び状況	
3 派遣を要する避難所・救護所	
4 派遣期間	
5 その他必要な事項	

歯科医療救護活動報告書

避難所・救護所名

責任者名

月 日	活動場所	患者数	措置の概要	備 考
		人		
計				

様式第2号の2(第3条関係)

令和 年 月 日

歯科医療救護活動報告書

避難所・救護所名

責任者名

番号	氏 名	性別	年齢	住 所	傷病名	程度	処 置 概 要	備 考
1		男 女				重 中 軽		
2		男 女				重 中 軽		
3		男 女				重 中 軽		
4		男 女				重 中 軽		
5		男 女				重 中 軽		
6		男 女				重 中 軽		
7		男 女				重 中 軽		
8		男 女				重 中 軽		
9		男 女				重 中 軽		
10		男 女				重 中 軽		

- ⑬ 1 性別、程度は○をつけること。
 2 備考欄には、搬送先医療機関等を記入のこと。

歯科医療救護チーム員名簿

避難所・救護所名 _____

責任者名 _____

職 種	氏 名	勤 務 先	住 所	従事期間

医薬品等使用報告書

避難所・救護所名 _____

責任者名 _____

品名	規格	数 量	単価	金 額	備 考
計					

事故報告書

（宛先）さいたま市長

一般社団法人
会長
歯科医師会
印

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの歯科医療救護活動において、
下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので報告します。

氏 名				性別	男・女	年 齢	歳
住 所	電話番号						
職 種		勤務先	電話番号				
活動場所							
傷病名				程 度	重症	中等症	軽症
外来・入院（ 月 日）		医療機関名					
受傷（発病）	日 時	年 月 日 時 分					
	場 所						
死 亡	日 時	年 月 日 時 分					
	場 所						
事故発生時の状況							

様式第6号（第6条関係）

費 用 弁 償 請 求 書

令和 年 月 日

（宛先）さいたま市長

一般社団法人 歯科医師会
会長 印

次の金額を請求します。

金額 円

ただし、令和 年 月 日から令和 年 月 日までにおける災害時の歯科医療救護活動に対する費用弁償額

避難所・救護所名

	職種	延人数	単価	金額	備考
歯科医療救護班 実費 弁 償					詳細は別紙 のとおり
小計					
薬品・医療用 資機材弁償					
その他					詳細は別紙 のとおり
計					同

様式第 7 号（第 6 条関係）

扶 助 金 支 給 申 請 書

令和 年 月 日

（宛先）さいたま市長

住 所

氏 名 印

災害時の歯科医療救護に関する扶助金を支給されたく申請します。

扶助金の種類		療養、休業、障害、遺族、埋葬、打切			
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所氏名					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所					
負傷、疾病又は死亡の原因					
傷病名、傷病の程度及び身体 の状況					
負傷し、疾病にかかり、又は死亡した当時本人と親族関係にあった主な者の状況	氏 名	本人との続柄	生年月日	職 業	備 考

上記扶助の種類は、扶助金の種類欄の該当項目を○で囲ってください。

- ※ 注意
- 休業補償金と打切扶助金の申請については下記書類を添付してください。
- 1 休業扶助金申請書については、負傷し、又は疾病にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - 2 打切扶助金申請書については、療養の経過、症状、治癒までの見込み期間等に関する医師の意見書